

東かがわ市告示第**108**号

東かがわ市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和7年9月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

東かがわ市生活困窮者住居確保給付事業実施要綱（平成27年東かがわ市告示第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条に規定される生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）について、同法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、相談、受付及び面接等本事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人等（以下「自立相談支援機関」という。）に委託することができるものとする。

2 本事業の支給申請に係る審査、決定及び支給の事務は、市が行うものとする。

（業務内容）

第3条 市長は、次条に定める支給対象者の申請に基づき、住居確保給付金を給付する。

2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の申請手続の助言等を行うとともに、アセスメントに基づくプランを策定した上で、支給対象者の就労支援等の包括的な支援を行うものとする。

（支給対象者）

第4条 住宅確保給付金の支給対象者は、第6条又は第7条に規定する支給の申請日において、次の各号のいずれにも該当する生活困窮者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者

ア 離職又は自営業の廃業（以下「離職等」という。）の日から2年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは4年））以内で

ある者であつて、離職等の日において、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた者

イ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であつて、申請日の属する月において、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた者

ウ 本人と同一世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により、本人及び本人と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少し、申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である者であつて、その属する世帯の生計を主として維持している者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 前号ア又はイに該当する場合であつて、就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行うものへの求職申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う者。ただし、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3か月間（第9条第1項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6か月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

イ 前号ウに該当する場合であつて、生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる者

（ア） 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。（イ）において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

（イ） 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅を喪失した者（以下「住宅喪失者」という。）

イ 住宅を喪失するおそれのある者（次号及び第6号に規定する要件に該当し賃貸住宅等に入居している者とする。）

（4） 原則として、収入のない者。ただし、臨時的な収入若しくはその他の一時的な収入がある者又は生計を一にする同居の親族の収入がある者にあつては、申請を行う日の属する月におけるそれら収入見込額の合計額が、規則第10条第3号イ又はロに該当する者

（5） 生計を一にする同居の親族の預貯金の合計額が、規則第10条第4号に該当する者

（6） 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付け若しくは給付又は地方公共団体等が実施する類似の貸付け若しくは給付等を受けていない者

（支給額及び支給期間等）

第5条 住居確保給付金の支給方法及び金額は、規則第11条に定めるとおりとする。

2 前条第1号ア又はイに該当する場合の住居確保給付金（以下「家賃補助給付金」という。）の支給期間は、3か月間を限度とする。ただし、新規に住宅を賃貸する者にあつては入居に際して初期費用として支払を要する月分の賃料の翌月以降の月分の賃料について、現に住宅を賃貸している者にあつては次条又は第7条に規定する申請を行った日の属する月の翌月以降の月分の賃料について支給する。

3 家賃補助給付金は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むものとする。ただし、支給対象者が次に定める方法により当該支給対象者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1） クレジットカードを使用する方法

（2） 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が支給対象者に代わって当該債務の弁済をする方法

（3） 納付書により納付する方法

4 新規に住宅を賃貸する者にあつては、当該入居する住宅は、第1項に定める額以下の賃料のものに限る。

（住宅喪失者の家賃補助給付金の支給手続等）

第6条 第4条第3号アに該当する者であつて家賃補助給付金の支給を希望するものは、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第1号。以下「家賃補助申請書」という。）及び住居確保給付金申請時確認書（様式第2号。以下「家賃補助確認書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 本人であることを確認できる書類

（2） 次のいずれかに該当する書類の写し

ア 2年以内に離職等した者であることが確認できる書類の写し

- イ 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類
- (3) 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者についての収入が確認できる書類の写し
- (4) 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- (5) 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
- 2 市長は、家賃補助申請書の提出があったときは、これに受付印を押印し、当該申請した者に、その写し及び入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号。以下「家賃補助状況通知書」という。）の用紙を交付する。
- 3 第1項の申請を行った者（以下この条において「申請者」という。）は、不動産仲介業者等に、家賃補助申請書の写しを提示し、家賃補助状況通知書の用紙を提出して、当該業者等を介して住宅を確保するものとする。
- 4 不動産仲介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定したときは、当該申請者の家賃補助状況通知書に必要事項を記載して、当該申請者に交付する。
- 5 申請者は、前項の規定により交付を受けた家賃補助状況通知書を市長に提出する。
- 6 市長は、前項の規定による家賃補助状況通知書の提出があったときは、関係書類を審査し、家賃補助給付金の支給が適当であると認められる申請者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書（様式第4号）を、適当でないと認められる申請者に対しては住居確保給付金不支給通知書（様式第5号）を交付する。
- 7 申請者は、前項に規定する住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けたときは、家賃補助状況通知書の交付を受けた不動産仲介業者等に当該証明書を提示して賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。
- 8 申請者は、住宅に入居したときは、当該入居の日後7日以内に、住居確保報告書（様式第6号）に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び当該住宅の住所における住民票の写しを添付し市長に提出する。
- 9 市長は、住居確保報告書の提出を受けたときは、家賃補助給付金の支給の決定を行い、当該申請者に住居確保給付金支給決定通知書（様式第7号）を交付する。

（住宅喪失のおそれのある者の家賃補助給付金の支給手続等）

第7条 第4条第3号イに該当する者であって家賃補助給付金の支給を希望する者は、家賃補助申請書及び家賃補助確認書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 次のいずれかに該当する書類の写し

ア 2年以内に離職等した者であることが確認できる書類の写し

- イ 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類
- (3) 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者についての収入が確認できる書類の写し
- (4) 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- (5) 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
- 2 市長は、家賃補助申請書の提出があったときは、これに受付印を押印し、当該申請した者に、その写し及び入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）の用紙を交付する。
- 3 第1項の申請を行った者（以下この条において「申請者」という。）は、入居している住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業所に、家賃補助申請書の写しを提示し、入居住宅に関する状況通知書の交付を受け、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添付して、市長に提出する。
- 4 市長は、前項の規定による入居住宅に関する状況通知書の提出があったときは、関係書類を審査し、家賃補助給付金の支給が適当であると認められる申請者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書及び住居確保給付金支給決定通知書を、適当でないと認められる申請者に対しては住居確保給付金不支給通知書を交付する。

（転居費用補助給付金の支給手続等）

- 第8条 第4条第1号ウに該当する場合の住居確保給付金（以下「転居費用補助給付金」という。）の支給を希望する者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）（様式第9号。以下「転居費用補助申請書」という。）及び住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 世帯収入額が、2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- (3) 世帯収入額が著しく減少する直前に、本人と同一の世帯に属する者が死亡、又は本人若しくは本人と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- (4) 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入があるものについての収入が確認できる書類の写し
- (5) 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳の写し
- 2 市長は、転居費用補助申請書の提出があったときは、これに受付印を押印し、当該申請した者に、その写し及び入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式第11号。以下「転居費用補助状況通知書」という。）の用紙を交付する。

- 3 第1項の申請を行った者（以下この条において「申請者」という。）は、不動産仲介業者等に、申請書の写しを提示し、転居費用補助状況通知書の用紙を提出して、当該業者等を介して住宅を確保するものとする。
- 4 不動産仲介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定したときは、当該申請者の転居費用補助状況通知書に必要事項を記載して、当該申請者に交付する。
- 5 申請者は、前項の規定により交付を受けた転居費用補助状況通知書を市長に提出する。
- 6 市長は、前項の規定による転居費用補助状況通知書の提出があったときは、関係書類を審査し、転居費用補助給付金の支給が適当であると認められる申請者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書を、適当でないと認められる申請者に対しては住居確保給付金不支給通知書を交付する。
- 7 申請者は、前項に規定する住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けたときは、入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）の交付を受けた不動産仲介業者等に当該証明書を提示して賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。
- 8 申請者は、住宅に入居したときは、当該入居の日後7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び当該住宅の住所における住民票の写しを添付し市長に提出する。
- 9 市長は、住居確保報告書の提出を受けたときは、転居費用補助給付金の支給の決定を行い、当該申請者に住居確保給付金支給決定通知書を交付する。

（家賃補助給付金の支給期間の延長）

- 第9条 第5条第2項に規定する支給期間を超える者のうち求職活動を誠実に継続していたと認められるものにあっては、3か月を限度に支給期間を延長することができる。この場合において、前段の規定による延長に係る支給期間の終了後、就労機会の確保に向けた支援等を継続している場合は、更に3か月を限度に支給期間を延長することができる。
- 2 支給期間の延長に当たっては、住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - （1） 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - （2） 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者についての収入が確認できる書類の写し
 - （3） 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
 - 3 市長は、住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）の提出を受けたときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第13号）を当該申請者に交付する。

(常用就職に向けた求職活動)

第10条 家賃補助給付金の支給の決定を受けた者は、支給期間中に、就労機会の確保に向けた支援等を受け、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているものをいう。以下同じ。）に向けた求職活動を行わなければならない。

(支給の中止、停止及び変更)

第11条 市長は、第6条第9項、第7条第4項又は第9条第3項に規定する支給の決定を行った後、当該決定を受けた者が、前条の規定を怠るときは、家賃補助給付金の支給を中止することができる。

2 市長は、第6条第9項又は第7条第4項に規定する支給の決定を行った後、当該決定を受けた者が、常用就職したことにより、第4条第5号に規定する額に家賃補助給付金の支給額を加えた額を超える月収入が見込まれることとなったときは、常用就職届（様式第14号）を提出させ、当該就職した日の属する月の翌々月以降の月分の給付の支給を中止する。

3 市長は、家賃補助給付金の支給を中止したときは、当該中止した者に、住居確保給付金支給中止通知書（様式第15号）を交付する。

4 公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書の交付を受けた者から住居確保給付金支給停止届（様式第16号）の提出があった場合は、当該届出を行った者に、家賃補助給付金の支給を停止し、者住居確保給付金支給停止通知書（様式第17号）を交付する。

5 前項により支給を停止されていた者から職業訓練受講給付金の受給が終了し住居確保給付金支給再開届（様式第18号）が提出された場合は、当該再開した者に住居確保給付金支給再開通知書（様式第19号）を交付する。

6 市長は、第6条第9項、第7条第4項又は第9条第3項に規定する支給の決定を行った後、当該決定内容に変更が生じた場合は、当該決定を受けた者に、住居確保給付金変更支給申請書（様式第20号）の提出を求め、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第21号）を交付する。

(住居確保給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの告示による住居確保給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した住居確保給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(再支給)

第13条 家賃補助給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに離職（自己都合を理由とする離職を除く。）又は第4条第1号イに掲げる事由により経済的に困窮したことにより、同条に規定する支給対象者の要件に該当することとなった者については、この告示に基づく家賃補助給付金の支給を再度受けることができる。ただし、家賃補助給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（則第11条第1項第1号の規定による支給）					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日 満（ ）歳			
③電話番号					
申立事項	④次の1.又は2.の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）				
	1. 離職又は則第3条第1項に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 則第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲み該当する方に記載）				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
年 月 日					
東かがわ市長 様			申請者氏名		

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けた無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2項に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

(用語)

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1号）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書（則第11条第1項1号の規定による支給）

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 ☐ 再支給の申請ではない
 （過去に則第11条第1項1号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない）
 又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
 従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
 再支給の申請までに ☐ 常用就職をした
☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
 また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

東かがわ市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所
申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

・申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し

・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）

公共職業安定所から付与された求職番号

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

2 経営相談先の記載（則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者）

経営相談先の名称

--

3 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

※（3）は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

入居予定住宅に関する状況通知書（則第11条第1項第1号の規定による支給）

（不動産仲介業者等記載欄）

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

東かがわ市長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

フリガナ
（代表者名）

印

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等） 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額：32,000円（単身世帯）、38,000円（2人世帯）、48,000円（3～5人世帯））を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください
- ※5 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐
- なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金	円
	その他 ()	円	
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
	合計		円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス口に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を総括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

住居確保給付金支給対象者証明書（則第 11 条第 1 項 1 号の規定による支給）

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

東かがわ市長 印

本人関係

刀がナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額 円
-------	------

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 ヶ月後までとします。

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に処分を行った東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に処分を行った東かがわ市を被告として（訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

東かがわ市長 様

年 月 日

刀がナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-----------------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に、住居確保給付金支給申請の手続きを行った自立相談支援機関に相談してください。

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第1項1号の規定による支給)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 ☐住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐支払決定者において、クレジットカードや納付書を使用する支払方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称

所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援をうけること。
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第14号)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に東かがわ市を被告として(訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

東かがわ市長

様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別	普通 ・ 当 座
-------------	------------------------	--------------------------------------	----------

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

記名押印又は署名

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第6の13(3)Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（則第11条第1項第2号の規定による支給）					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日 満（ ）歳			
③電話番号					
申立事項	④則第3条の2に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期				
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況				
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲み該当する方に記載）				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄		本人			
性別					
生年月日					
収入（月額）		円	円	円	円
預貯金等		円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

東かがわ市長様

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲内で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

(用語)

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

様式第10号（第8条関係）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第9号）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項2号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 ☐ 再支給の申請ではない
（過去に則第11条第1項2号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

東かがわ市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所

申請者氏名

入居予定住宅に関する状況通知書 (則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体又は社会福祉協議会
(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、
公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意し
ます。

東かがわ市長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

3 ページ (注意事項) に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名 (フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額 (限度額: 32,000円 (単身世帯)、38,000円 (2人世帯)、48,000円 (3~5人世帯)) に 3 を乗じて得た額 (これによりがたいときは別に厚生労働省が定める額) を上限とし、申請者が実際に転居する経費とする。

※2 定期借家契約 (定期建物賃貸借契約) の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

※3 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 □

なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用				
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
		合計		円
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
		合計		円
総合計 (支給対象+支給対象外)				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	刀がナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普 通 ・ 当 座	
		口座番号		

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

氏名

住所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を総括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日		年 月 日 満（ ）歳			
③電話番号					
申 立 事 項	④期間（再）延長が必要な理由				
⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入（月額）		円	円	円	円
預貯金等		円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 年 月 日 東かがわ市長 様 申請者氏名					

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けた無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2項に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
(例) 職業相談確認票等
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 ☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐ 支払決定者において、クレジットカードや納付書を使用する支払方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称

所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・ 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - ・ 則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援をうけること。
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第14号）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、東かがわ市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に東かがわ市を被告として（訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

電話番号 _____

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に東かがわ市を被告として（訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給停止届

私は、次のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

東かがわ市長

様

年 月 日

フリカ^ナ

氏名 _____

住所 _____

生年月日 .

電話番号 _____

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書（該当） 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始（予定）日	年 月 日
訓練就労（予定）日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の写し

選考結果通知書の写し

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、「常用就職届（様式第 14 号）」を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、幾月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練終了日までに、「住居確保給付金支給再開届（様式第 18 号）」を自立相談支援機関に提出して下さい。提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に東かがわ市を被告として（訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することとなりましたので
届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

東かがわ市長 様

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた支給単位 期間の初日	年 月 日
最初に支給申請を行う支給単位 期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 再開後の支給期間 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

住居確保給付金変更支給申請書（則第 11 条第 1 項 1 号の規定による支給）

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

東かがわ市長 様

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第 8 号）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書 (則第11条第 1 項 1 号の規定による支給)

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、
年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

- ☐ 支給額 月額 円
- ☐ 支給方法 (代理受領に変更等)

2 1 の変更内容の適用後の支給期間

年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで

3 変更理由

4 対象となる住宅 名称
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日 (1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日) の翌日から起算して6か月以内に東かがわ市を被告として (訴訟において東かがわ市を代表する者は東かがわ市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日 (1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日) の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日 (1 の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

